

国指定地域がん診療連携拠点病院等の 整備指針の改正及び推薦について

令和4年9月16日

**令和4年度大阪府がん対策推進委員会
第2回がん診療連携検討部会**

1. 国指定地域がん診療連携拠点病院の整備指針の改正について

2. 議題

- ① 地域がん診療連携拠点病院の指定の手続き及び推薦について
- ② 府がん診療拠点病院の募集方針について

【報告】国指定地域がん診療連携拠点病院の整備指針の改正について

国の資料を
基に作成

	項目	方向性
①	指定要件の項目の見直しの考え方	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な項目の追加、全体的に簡素化 ○既に多くの医療機関に十分に実施されている項目 ・他施策等により削除しても診療の質が維持される可能性が高いものは削除 ・維持するために必要なものは簡素化した記載を残す
②	都道府県がん診療連携協議会のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○全ての拠点病院等に積極的な参加を求める ○行政、患者団体等の関係団体にも積極的な関与を求める ○都道府県拠点病院に協議会の調整・とりまとめ機能を求める ○法、国・都道府県の計画を踏まえたがん対策推進の役割 ○人材育成や適正配置について特定機能病院等を中心とした議論を行う
③	地域がん診療連携拠点病院(高度型)のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ○地域拠点病院(高度型)は、以下の取組に発展的に解消 ・旧指針の望ましい要件は、都道府県拠点病院の必須要件として求め、将来的にすべての拠点病院への必須化を求める要件等に再整理 ・協議会において望ましい要件の充足率等を整理して公表することで、充足のインセンティブに ・協議会での役割分担の整理、共有、情報公開により適切な医療提供体制を確保

項目

主な改正点

1

診療体制
(1) 診療機能

- 集学的治療等の提供体制及び標準的治療等の提供(P.1)
(修正)がん患者の病態に応じたより適切ながん医療を提供:
 がん診療連携拠点病院⇒カンファレンス(カンファレンスの種類、内容を明確化)
- 手術法、放射線療法、薬物療法の提供体制の特記事項(P.2)
(新規)厚生労働省院内感染対策サーベイランス事業(JANIS)へ登録(望ましい)
(新規)画像下治療(IVR)を提供すること(望ましい)
(新規)免疫関連有害事象を含む有害事象に対して、他診療科や他病院と連携
- 緩和ケアの提供体制(P.2～)
(新規)診断や治療方針の変更時には、ライフステージ等患者の希望を踏まえて配慮・支援
 (努力義務)
(新規)緩和ケアチームにより依頼を受けていないがん患者も含めて苦痛把握(努力義務)
(新規)緩和ケア外来において自施設のがん患者に限らず他施設でがん診療を受けている患者等の受入れ
(新規)緩和ケア外来等への患者紹介について、地域の医療機関に対して広報等を実施
- それぞれの特性に応じた診療等の提供(新規)(P.5)
 - ・希少がん・難治性がん患者について、協議会の役割分担の整理により対応可能な施設への紹介
 - ・小児がん患者で長期フォローアップ中の患者について連携医療機関と情報共有
 - ・がん・生殖医療ネットワークへの加入、意思決定支援の診療従事者の育成
 - ・妊孕性温存、アピアランスケア等に関する相談対応
 - ・AYA世代支援チームの設置(望ましい)
 - ・高齢者がんについて、併存症の治療との両立のための関係診療科との連携/
 意思決定能力を含む機能評価、ガイドラインに沿った個別対応
 - ・医療機関ごとのBCP策定(望ましい)、協議会における都道府県やがん医療圏単位のBCPに係る議論

	項目	主な改正点
	(2)診療従事者	<p>① 専門的な知識及び技能を有する医師の配置(P.5～) (新規)リハビリテーションに携わる専門的な知識および技能を有する医師を配置(望ましい)</p> <p>② 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置(P.6) (新規)がんのリハビリテーションに係る業務に携わる専門的な知識および技能を有する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等を配置(望ましい)</p>
	(3)その他の環境整備 (P.7)	<p>(新規)インターネット環境の整備(望ましい)</p> <p>(新規)治療内容や治療前後の生活の注意点等について患者等が自主的に確認するための冊子や視聴覚教材等は、オンラインでも確認可能に(望ましい)</p> <p>(新規)治療に伴う外見変化の説明、アピランスケアに係る情報提供・相談対応の体制整備</p> <p>(新規)患者の自殺リスクへの対応</p>
2	人材育成(P.7～)	<p>(新規)病院長は、自施設においてがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師等の専門性及び活動実績等を定期的に評価し、当該医師等がその専門性を十分に発揮できる体制を整備すること</p> <p>(修正)緩和ケア研修の受講率の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長を追加 ・医師・歯科医師協働による、その他診療従事者への受講促進(望ましい→義務) <p>(新規)自施設の診療従事者等に、がん対策の目的や意義、がん患者やその家族が利用できる制度や関係機関との連携体制、自施設で提供している診療・患者支援の体制について学ぶ機会を年1回以上確保(義務)/自施設に携わる全ての診療従事者が受講(望ましい)</p> <p>(新規)医師、看護師以外の診療従事者について、各々の専門に応じた研修の定期的な実施又は他施設等で実施されている研修に参加</p> <p>(修正)医科歯科連携による口腔健康管理の推進のため、歯科医師等を対象とするがん患者の口腔健康管理等の研修の実施への協力(望ましい→義務)</p>

【報告】がん診療連携拠点病院等の指定要件見直しの概要③

国の資料を
基に作成

	項目	主な改正点
3	相談支援及び情報の収集提供 ○がん相談支援センター (P.8～)	(新規)相談対応にあたり、必要に応じて情報通信技術等(オンライン)も活用 (新規)コミュニケーションに配慮が必要な者や、日本語を母国語としていない者等への配慮を適切に実施できる体制の確保 (新規)相談支援に携わる者のうち1名を社会福祉士とする(望ましい) (新規)治療開始までを目処に、患者等が必ず一度はセンターを訪問できる体制整備(望ましい) (修正)自施設以外の患者からの相談への対応(望ましい→義務) (新規)センターを初めて訪れた者の数の把握、認知度の継続的な改善 (努力義務) (修正・新規)・業務内容について、相談者からのフィードバックを得る体制整備 (望ましい→義務) ・フィードバック内容の活用及び協議会での共有(義務) (新規)病院長もしくはそれに準じる者の統括等による、センターと院内の診療従事者が協働する体制の整備 (新規)患者サロン等の場を設ける際には、ピア・サポーターの活用もしくは十分な経験を持つ患者団体等との連携により実施(努力義務)/オンライン環境でも開催(望ましい)

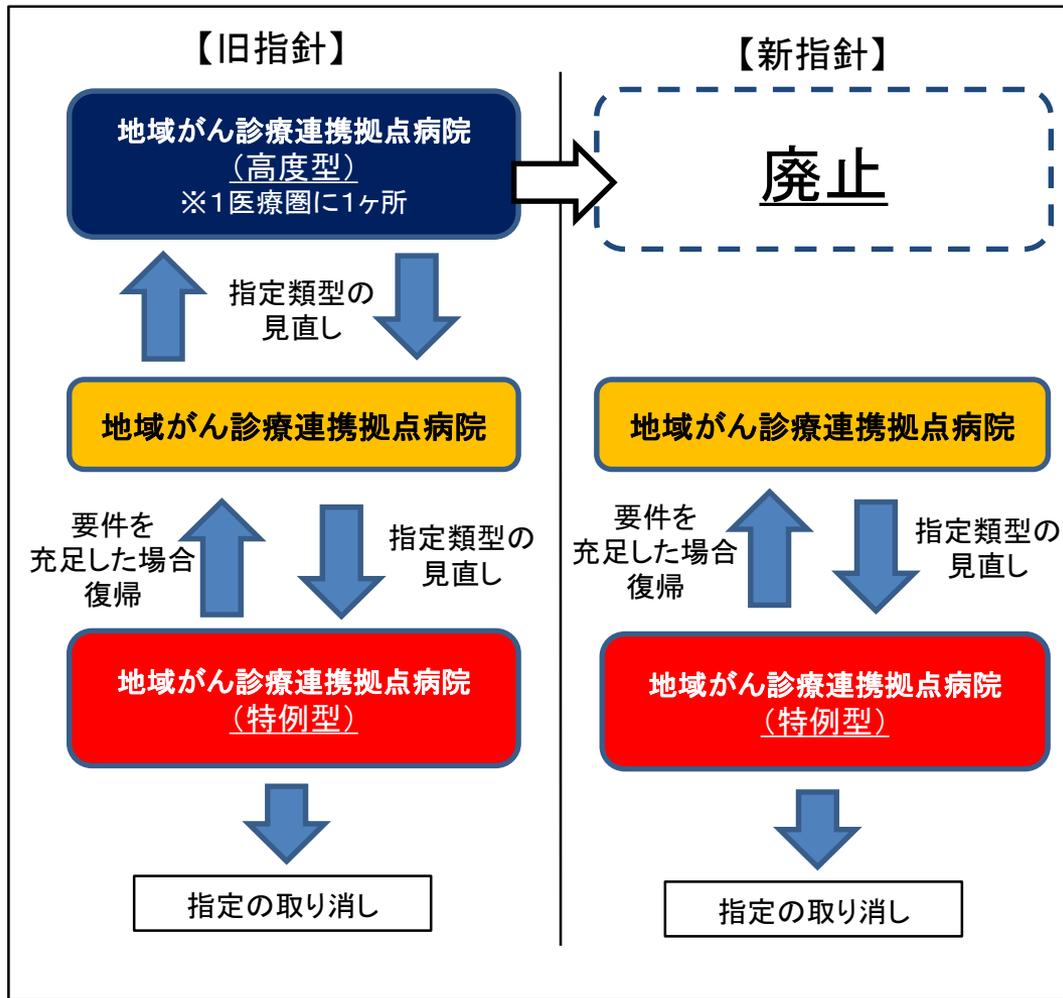
【報告】がん診療連携拠点病院等の指定要件見直しの概要④

	項目	主な改正点
3	相談支援及び情報の収集提供 ○情報提供・普及啓発 (P.10～)	(修正)希少がん、小児がん、AYA世代のがん患者への治療及び支援(妊孕性温存療法を含む)やがんゲノム医療についても、自施設で提供できる場合だけでなく連携して実施する場合もその旨を広報(義務)/大規模災害や感染症の流行などにより自院の診療状況に変化が生じた場合には、速やかに情報公開(努力義務) (修正・新規)当該がん医療圏内のがん診療に関する情報について、病院ホームページ等でわかりやすく広報(努力義務→義務)。特に、我が国に多いがんの中で、自施設で対応しない診療内容についての連携先や集学的治療等が終了した後のフォローアップについて地域で連携する医療機関等の情報提供を行う (新規)参加中の治験についてその対象であるがんの種類及び薬剤名等を広報 (新規)患者に対して治験も含めた医薬品等の臨床研究、先進医療、患者申出療養等に関する適切な情報提供を行うとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介
4	医療の質の改善の取組及び安全管理(P.11)	(新規)日本医療機能評価機構の審査等の第三者による評価受審
5	我が国に多いがん(P.12)	(旧)肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん (新)大腸がん、肺がん、胃がん、乳がん、前立腺がん及び肝・胆・膵のがん

【国指定がん診療連携拠点病院等の類型】

- ・都道府県がん診療連携拠点病院
(府内1病院)
- ・地域がん診療連携拠点病院
(府内17病院)
- ・特定領域がん診療連携拠点病院
(府内該当なし)
- ・地域がん診療病院
(府内該当なし)

【地域がん診療連携拠点病院の類型】



◆指針では既指定と新規を区分して規定されている。

①指定更新の推薦について

都道府県は、既指定病院を令和4年4月1日時点で旧指針に基づき定められていた指定の有効期間の満了後も引き続き同じ拠点病院等として推薦する場合には、本指針で定める指定要件を満たしていることを確認の上、推薦意見書を添付し、別途定める期限までに、別途定める「指定更新推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。なお、本指針の施行日の時点で旧指針に基づき地域拠点病院(高度型)の指定を受けている医療機関を、令和4年4月1日時点で旧指針に基づき定められていた指定の有効期間の満了後も本指針の地域拠点病院として推薦する場合にも、同様の取扱いとする。(国新整備指針 VII1(2)より抜粋)

②新規指定の推薦について

都道府県は、新規指定の推薦に当たっては、指定要件を満たしていることを確認の上、推薦意見書を添付し、毎年10月末日までに、別途定める「新規指定推薦書」を厚生労働大臣に提出すること。(国新整備指針 VII2(1)より抜粋)

【議題1】地域がん診療連携拠点病院の推薦について

大阪府における対応(案)

<指定更新推薦>

既指定病院は国の指定要件を満たしていれば更新推薦を行う。

<新規指定推薦>

(1) 新規病院については三島・北河内・南河内の2次医療圏で募集する。

《考え方》・国指定の拠点病院が圏域内で1病院となっている圏域で募集

・国指定の拠点病院の移転を見据えた対応

(近畿大学病院の移転後、南河内の国指定病院は1病院となる)

(2) 推薦を希望する病院には、国の指定要件を全て満たしていることに加え、他の既指定病院との相乗効果について説明を求めるものとする。

(3) 部会における審査で、相乗効果が極めて高く、国の指定が認められる可能性が高いと考えられる場合に推薦を行う。

【議題2】府がん診療拠点病院の募集方針について

大阪府における対応(案)

＜新規指定募集＞

新規病院についての募集は行わない。

※国指定要件の見直し等を踏まえ、今後、府指定要件の見直しを行うため。